

## 防犯灯設置費等補助金 手続きの流れ

市	自治会・町内会	内容
<b>内示通知</b> →		前年度に提出いただいた要望をもとに各自治会等へ補助の内示をします。
<b>事業実施場所の選定、見積書の取得</b>		
	← <b>交付申請</b>	<b>提出書類</b> ・交付申請書(定型) ・事業計画書(定型) ・位置図 ・見積書の写し
<b>審査(約2週間)</b>		
<b>交付決定</b> →		申請の内容を審査し、補助金の交付を決定します。
	<b>事業実施</b>	交付決定後、事業に着手してください。 ※事業内容に変更が生じた場合は、下記「変更申請関係」を参照して下さい。
	← <b>実績報告</b>	<b>提出書類</b> ・実績報告書(定型) ・事業実績書(定型) ・領収書の写し ・設置前後の写真
<b>審査(約2週間)</b>		
<b>交付確定</b> →		実績報告の内容を審査し、補助金額等を確定します。
<b>10日以内に請求</b>		
	← <b>請求</b>	<b>提出書類</b> ・請求書(定型) ・通帳の写し
<b>支払い手続き(約2週間)</b>		
<b>支払</b> →		請求のあった補助金を支払います。

### 変更申請関係

	← <b>変更承認申請</b>	<b>提出書類</b> ・変更承認申請書(定型) ・変更事業計画書(定型) ・位置図 ・見積書の写し (変更内容に関わる書類)
以下の変更を除く事業内容の変更をする場合、変更承認申請を提出してください。 ・補助対象経費の額の20パーセント以下の額の変更 ・施工業者の変更 ・事業実施(予定)及び完了(予定)時期の変更(年度内に限る)		

変更承認



変更承認申請の内容を審査し、申請を承認します。

手続きの詳細は協働推進課へお問合せください。

